

山形村教育大綱

(山形村教育振興基本計画)

平成27年1月1日に改正・施行された『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』では、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を、首長が「教育大綱」として定めることとされています。

このことを受けて山形村では、令和元年度拡大版総合教育会議において、平成31年3月に策定された山形村教育振興基本計画を「山形村教育大綱」として決めました。

「次代を担う人づくり・生涯学び合い続ける村づくり」を目指して、村長部局と教育委員会が一体となって、村民の皆様と手を携えて取り組んでいきます。

教育に関する村長の考え方

私は、住みがいのある村民力の高い“むらづくり”を進める上で、「学び」が重要であると考えています。持続可能な住みがいのある村にしていくためには、村民の皆様が、この村に住む喜びや誇りを持ち続けていくことが必要です。また、地域の課題に対し自分事として主体的に考え、関係者と協働し、課題の改善に取り組める人材の育成が求められています。このような必要性に応じていくためには、気づきを誘発する学びを積み重ねていくことが大切です。

私は、住みがいのある村民力の高い“むらづくり”を推進するため、本村がこれまで築いてきた教育文化振興施策の成果の上に立って、子どもから大人までが自ら行動し、多様な価値観を力に変え、実践的、協働的な「深い学び」を進め、学びの成果をもとに、村民主役の魅力ある村を創造していきたいと考えております。

山形村長 本庄 利昭

【山形村教育振興基本計画】 (2019~2023年度) 施策体系・事業計画一覧

基本理念

ふるさとを愛し、社会の変化に主体的に対応でき、お互いの多様性を尊重し合う子どもたちの育成と、すべての村民が生きがいと感動に満ちた人生を送れる文化の薫り高い村づくり

1. 幼児教育と子育て支援

- 安全に安心して妊娠・出産ができる環境の充実
- 子育て家庭支援の充実
- 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり
- 子育てと教育に関する施策の一体的な推進による心身ともにたくましい人づくり
- 子どもと子育て家庭にやさしい村づくり

3. 青少年健全育成・家庭教育

- 健全育成活動推進体制の充実
- 健全な社会環境づくり
- 家庭の教育力の向上
- 青少年の体験・交流活動等への参画推進
- 青少年団体の育成・支援

2. 学校教育

- 学校施設・設備の整備
- 教職員の資質の向上と働き方改革の推進
- 保小中の連携による確かな学力の育成・教育内容の充実
- 心の問題への対応
- 家庭との連携
- 地域とともにある学校づくり
- 安全対策の推進

庁内外組織の連携 各種団体等との協議

4. 生涯学習

- 生涯学習を支える施設の整備充実
- 指導者の育成・確保と活用
- 特色ある学級・講座等の開催
- 関係団体の育成
- 図書館の充実と読書活動の促進

7. 共生の村づくりと人権尊重

- 人権教育・啓発推進体制の充実
- 人権教育・啓発や主権者教育の推進

6. 文化芸術・文化財

- 文化団体・指導者の育成
- 文化芸術の鑑賞・発表機会の充実
- 文化財の保存・活用

5. スポーツ

- スポーツ施設の整備充実
- 指導者の育成
- スポーツ活動の普及促進

【詳しくは山形村ホームページをご覧ください】